

大口町告示第79号

愛知県・大口町新型コロナウイルス感染症対策協力金交付要綱を次のように定める。

令和2年5月12日

大口町長 鈴木雅博

愛知県・大口町新型コロナウイルス感染症対策協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県緊急事態措置に基づく休業協力要請に応じて、休業協力要請期間中、その事業を休止又は営業時間を短縮する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業者、個人事業主、特定非営利活動法人及びその他法人（以下「中小企業者等」という。）に対する、新型コロナウイルス感染症対策協力金（以下「協力金」という。）交付事業を円滑に推進するために、愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金交付事業費補助金交付要綱（令和2年4月24日付け。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第2条 交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 愛知県内に事業所があり、次のいずれかに該当する中小企業者等であること。
 - ア 町内に納税地を有すること。
 - イ 町内に事業所があり、愛知県外に納税地を有すること。
- (2) 休業協力要請期間中、別表第1に定める対象施設の休業又は営業時間短縮を実施し、別表第2に掲げる当該対象施設の実施内容を満たしていること。
- (3) 愛知県緊急事態措置が実施された令和2年4月10日時点で開業しており、営業実態が確認できること。
- (4) 交付申請日及び交付決定日において、倒産又は廃業していないこと。

(交付金額)

第3条 交付金額は、1交付対象者あたり50万円とする。

(交付申請)

第4条 協力金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、愛知県・大口町新型コロナウイルス感染症対策協力金交付申請書（請求書）（様式第1）に、次に定める必要な書類を添えて、令和2年6月30日までに、町長に提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第2）
- (2) 営業活動を行っていることが分かる書類
- (3) 休業又は営業時間短縮の状況が分かる書類
- (4) 振込先口座が分かる書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、町長が必要と認める書類

2 申請者のうち、愛知県外に納税地を有する中小企業者等においては、愛知県で定める愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金交付申請書（請求書）に必要な書類を添えて、愛知県知事を経由して町長に提出するものとする。

3 前項の規定により提出された申請書は、愛知県・大口町新型コロナウイルス感染症対策協力金交付申請書（請求書）（様式第1）と同様の取扱いとする。

（交付決定及び通知）

第5条 町長は、前条第1項及び第2項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、その適否を決定する。

2 前項の規定により交付を決定したときは、愛知県・大口町新型コロナウイルス感染症対策協力金交付決定通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により交付をしない決定をしたときは、愛知県・大口町新型コロナウイルス感染症対策協力金不交付決定通知書（様式第4）により、申請者に通知するものとする。

（交付）

第6条 町長は、前条の規定により交付決定した場合は、協力金を交付する。

2 協力金は交付対象者が指定した口座への振込により交付する。

（不当利得の返還）

第7条 町長は、交付対象者が交付申請時に誓約した内容に違反したと認められるときは、協力金の交付決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により、協力金の交付決定を取り消した場合において、既に協力金が交付されているときは、当該交付を受けた交付対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡、担保の禁止)

第8条 協力金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月13日から施行し、令和2年4月17日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第2条関係）

施設の種類	施設コード	内訳	
遊興施設等	A	01	キャバレー
		02	ナイトクラブ
		03	ダンスホール
		04	スナック
		05	バー
		06	ダーツバー
		07	パブ
		08	性風俗店
		09	デリヘル
		10	アダルトショップ
		11	個室ビデオ店
		12	インターネットカフェ
		13	漫画喫茶
		14	カラオケボックス
		15	射的場
		16	ライブハウス
		17	場外馬（車・舟）券場
		18	その他
運動、遊技施設 ※1 屋外施設は対象外 ※2 観客席部分は対象	B	01	体育館
		02	屋内・屋外水泳場
		03	ボウリング場
		04	スケート場
		05	スポーツクラブ
		06	ホットヨガ・ヨガスタジオ
		07	ゴルフ練習場 ※1

		08	バッティング練習場 ※1
		09	陸上競技場 ※1、※2
		10	野球場 ※1、※2
		11	テニス場 ※1、※2
		12	柔剣道場
		13	弓道場 ※1
		14	マージャン店
		15	パチンコ店
		16	ゲームセンター
		17	テーマパーク
		18	遊園地
		19	その他
大学、学習塾等 ※オンライン授業は対象外 ※家庭教師は対象外	C	01	大学
		02	専門学校
		03	高等専修学校
		04	専修学校・各種学校
		05	日本語学校・外国語学校
		06	インターナショナルスクール
		07	自動車教習所
		08	学習塾
		09	英会話教室
		10	音楽教室
		11	囲碁・将棋教室
		12	生け花・茶道・書道・絵画教室
		13	そろばん教室
		14	バレエ教室
		15	体操教室

		1 6	スポーツ教室
		1 7	その他
劇場等	D	0 1	劇場
		0 2	観覧場
		0 3	プラネタリウム
		0 4	映画館
		0 5	演芸場
		0 6	その他
集会・展示施設	E	0 1	集会場
		0 2	公会堂
		0 3	展示場
		0 4	貸会議室
		0 5	文化会館
		0 6	多目的ホール
		0 7	その他
博物館等	F	0 1	博物館
		0 2	美術館
		0 3	図書館
		0 4	科学館
		0 5	記念館
		0 6	水族館
		0 7	動物園
		0 8	植物園
		0 9	その他
ホテル又は旅館 ※集会の用に供する部分に限る。	G	0 1	ホテル
		0 2	旅館
		0 3	その他

ホテル又は旅館 ※行楽を主目的とする宿泊に係る事業を行うホテル又は旅館	H	0 1	ホテル
		0 2	旅館
		0 3	その他
商業施設	J	0 1	ペットショップ (ペットフード売場を除く)
		0 2	ペット美容室 (トリミング)
		0 3	宝石類や金銀の販売店
		0 4	住宅展示場 (戸建て、マンション)
		0 5	古物商 (質屋を除く)
		0 6	金券ショップ
		0 7	古本屋
		0 8	おもちゃ屋、鉄道模型店
		0 9	囲碁・将棋盤店
		1 0	DVD/ビデオショップ・レンタル
		1 1	アウトドア用品、スポーツグッズ店
		1 2	ゴルフショップ
		1 3	土産物店
		1 4	旅行代理店 (店舗)
		1 5	アイドルグッズ専門店
		1 6	ネイルサロン
		1 7	まつ毛エクステンション
		1 8	スーパー銭湯
		1 9	岩盤浴
		2 0	サウナ
		2 1	エステサロン
		2 2	日焼けサロン

		2 3	脱毛サロン
		2 4	写真屋・フォトスタジオ
		2 5	美術品販売
		2 6	展望室
		2 7	その他
食事提供施設 ※宅配、テークアウトサービスは除く。	K	0 1	飲食店
		0 2	料理店
		0 3	喫茶店
		0 4	和菓子・洋菓子店
		0 5	タピオカ屋
		0 6	居酒屋
		0 7	屋形船
		0 8	その他

別表第 2（第 2 条関係）

対象施設	実施内容
遊興施設等	休業協力要請期間中、全日において休業すること。
運動施設、遊技施設	
大学・学習塾等	
劇場等	
集会・展示施設	
博物館等	
ホテル又は旅館	
商業施設	
食事提供施設	休業協力要請期間中、午前 5 時から午後 8 時までの営業とし、酒類の提供は午後 7 時までとすること。

備考 4 月 1 7 日は、営業実績があっても対象とする。（床面積の合計が 1, 0 0 0

平方メートル超のみ休業要請を行って居る施設は4月17日から4月22日まで、連休期間の行楽を主目的とする宿泊に係る事業を行うホテル等が休業をした場合は4月17日から4月25日まで、営業実績があっても対象とする。）

大口町長 様

愛知県・大口町新型コロナウイルス感染症対策協力金交付申請書 (請求書)

愛知県・大口町新型コロナウイルス感染症対策協力金の交付を受けたいので、同交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請者

法人番号													
フリガナ													
法人名及び施設・店舗名 (個人事業主の場合は屋号)													
本店所在地 (住所) 県内に所在する施設・店舗の所在地等を裏面に記入してください。	〒												
	連絡先電話番号 ()												
代表者役職・氏名													印
従業員数		人	資本金の額										円

2 該当する交付要件

休業 (営業時間短縮) した期間	休業協力要請期間 ^(※) 中、全て休業 (営業時間短縮) しました。 (※) 休業協力要請期間: 4/17~5/6 (4/17は営業実績があっても良い)。 ただし、施設コードC、F、G、Jで始まる施設は4/23~5/6、 施設コードHで始まる施設は4/26~5/6。		
	<input type="checkbox"/> はい (該当する場合はチェック)		
休業 (営業時間短縮) 対象施設	施設コード (3桁のコード)		
営業時間短縮の実績 施設コードが Kで始まる 施設のみ	通常営業時間		
	変更後の営業時間		

3 申請 (請求) する金額

金 5 0 0 , 0 0 0 円

4 振込先口座

金融機関・支店名	銀行・農協 金庫・組合		本店・支店 支所・出張所										
種 別	普通 ・ 当座	口座番号											
(フリガナ)													
口座名義													

<備考>

- 「法人番号」は、国税庁から指定された13桁の番号を記載してください。
- 「従業員数」は、常時雇用している従業員 (事業主、役員、パート・アルバイトを除く。) の数を記載してください。
- 「対象施設コード」は、裏面「別表第1 対象施設コード一覧」に記載された施設コードを記載してください。
- 「振込先口座」は申請者と同一名義の口座としてください。ゆうちょ銀行を記載する場合は、「振込用の店名・預金種別・口座番号 (通帳見開き下部に記載の7桁の番号) を記入してください。
- この申請書は、市町村において交付決定した後は、協力金の請求書として取り扱います。



県内に所在する施設・店舗一覧（表面1で記載した施設・店舗（本店）以外を記載）

2	施設・店舗名称	営業内容	通常の 営業時間 ※Kで始まる施設のみ
	住所	施設コード	
	施設・店舗名称	営業内容	変更後の 営業時間 ※Kで始まる施設のみ
	住所	施設コード	
3	施設・店舗名称	営業内容	通常の 営業時間 ※Kで始まる施設のみ
	住所	施設コード	
	施設・店舗名称	営業内容	変更後の 営業時間 ※Kで始まる施設のみ
	住所	施設コード	
4	施設・店舗名称	営業内容	通常の 営業時間 ※Kで始まる施設のみ
	住所	施設コード	
	施設・店舗名称	営業内容	変更後の 営業時間 ※Kで始まる施設のみ
	住所	施設コード	
5	施設・店舗名称	営業内容	通常の 営業時間 ※Kで始まる施設のみ
	住所	施設コード	
	施設・店舗名称	営業内容	変更後の 営業時間 ※Kで始まる施設のみ
	住所	施設コード	

別表第1 協力金交付対象施設一覧

① 休止要請

施設の種別	施設コード	内訳
遊興施設等	A01	キャバレー
	A02	ナイトクラブ
	A03	ダンスホール
	A04	スナック
	A05	バー
	A06	ダーツバー
	A07	パブ
	A08	性風俗店
	A09	デリヘル
	A10	アダルトショップ
	A11	個室ビデオ店
	A12	インターネットカフェ
	A13	漫画喫茶
	A14	カラオケボックス
	A15	射的場
	A16	ライブハウス
	A17	場外馬(車・舟)券場
	A18	その他
運動、遊技施設 ※1 屋外施設は 対象外 ※2 観客席部分 は対象	B01	体育館
	B02	屋内・屋外水泳場
	B03	ボウリング場
	B04	スケート場
	B05	スポーツクラブ
	B06	ホットヨガ・ヨガスタジオ
	B07	ゴルフ練習場 ※1
	B08	バッティング練習場 ※1
	B09	陸上競技場 ※1 ※2
	B10	野球場 ※1 ※2
	B11	テニスコート ※1 ※2
	B12	柔剣道場
	B13	弓道場 ※1
	B14	マーチャン店
	B15	パチンコ店
	B16	ゲームセンター
	B17	テーマパーク
	B18	遊園地
	B19	その他

施設の種別	施設コード	内訳
大学、学習塾等 ※オンライン授業 は対象外 ※家庭教師は対 象外	C01	大学
	C02	専門学校
	C03	高等専修学校
	C04	専修学校・各種学校
	C05	日本語学校・外国語学校
	C06	インターナショナルスクール
	C07	自動車教習所
	C08	学習塾
	C09	英会話教室
	C10	音楽教室
	C11	囲碁・将棋教室
	C12	生け花・茶道・書道・絵画教室
	C13	そろばん教室
	C14	バレエ教室
	C15	体操教室
	C16	スポーツ教室
	C17	その他
劇場等	D01	劇場
	D02	観覧場
	D03	プラネタリウム
	D04	映画館
	D05	演芸場
	D06	その他
	D07	その他
集会・展示施設	E01	集会場
	E02	公会堂
	E03	展示場
	E04	貸会議室
	E05	文化会館
	E06	多目的ホール
	E07	その他
博物館等	F01	博物館
	F02	美術館
	F03	図書館
	F04	科学館
	F05	記念館
	F06	水族館
	F07	動物園
	F08	植物園
	F09	その他
	F10	その他
ホテル又は旅館 (集会の用に供 する部分に限 る)	G01	ホテル(集会の用に供する部分)
	G02	旅館(集会の用に供する部分)
	G03	その他(集会の用に供する部分)

施設の種別	施設コード	内訳
ホテル又は旅館 (行楽を主目的 とする宿泊施 設)	H01	ホテル
	H02	旅館
	H03	その他
商業施設	J01	ペットショップ (ペットフード売場を除く)
	J02	ペット美容室(トリミング)
	J03	宝石類や金銀の販売店
	J04	住宅展示場(戸建て、マンション)
	J05	古物商(質屋を除く)
	J06	金券ショップ
	J07	古本屋
	J08	おもちゃ屋、鉄道模型屋
	J09	囲碁・将棋盤店
	J10	DVD/ビデオショップ・レンタル
	J11	アウトドア用品、スポーツグッズ店
	J12	ゴルフショップ
	J13	土産物店
	J14	旅行代理店(店舗)
	J15	アイドルグッズ専門店
	J16	ネイルサロン
	J17	まつ毛エクステンション
	J18	スーパー銭湯
	J19	岩盤浴
	J20	サウナ
J21	エステサロン	
J22	日焼けサロン	
J23	脱毛サロン	
J24	写真屋・フォトスタジオ	
J25	美術品販売	
J26	展望室	
J27	その他	

② 営業時間短縮要請

施設の種別	施設コード	内訳
食事提供施設 ※宅配、テーク アウトサービス は除く	K01	飲食店
	K02	料理店
	K03	喫茶店
	K04	和菓子・洋菓子店
	K05	タピオカ屋
	K06	居酒屋
	K07	屋形船
	K08	その他

様式第2（第4条関係）

愛知県・大口町新型コロナウイルス感染症対策協力金の申請に関する誓約書

私（法人・団体）は、愛知県・大口町新型コロナウイルス感染症対策協力金（以下「協力金」という。）の申請にあたり以下のことを誓約します。

- ・申請書の内容に虚偽や不正があった場合、交付要件を満たしていないことが判明した場合は協力金の申請を取り下げます。また、協力金支給後に発覚した場合は協力金を返還します。
- ・協力金の申請に当たって提出する書類の写しは全て、原本と相違ありません。
- ・協力金の申請はひとつの市町村のみに申請し、複数の市町村に申請していません。
- ・休業、時間短縮の対象となる愛知県内の全ての店舗において休業、時間短縮を実施しました。
- ・休業要請への協力事業者として、交付市町村名、法人名（個人事業主は屋号）、法人番号（法人の場合）、施設の種類を愛知県のホームページに掲載されることに同意します。
- ・知事又は町長が必要と認めた場合には、納税者情報・納付状況を確認し、申請内容に虚偽が無いかを確認することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が愛知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が経営に事実上参画していません。
- ・知事又は町長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、愛知県警察へ照会がなされることに同意します。

年 月 日

本店所在地（住所）

法人名（個人事業主の場合は屋号）

代表者役職・氏名



第 号
年 月 日

様

大口町長



愛知県・大口町新型コロナウイルス感染症対策協力金交付決定通知書
愛知県・大口町新型コロナウイルス感染症対策協力金につきましては、審査の結果、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額
金500,000円
- 2 支給方法
口座振替
- 3 交付日
年 月 日

第 号
年 月 日

様

大口町長



愛知県・大口町新型コロナウイルス感染症対策協力金不交付決定通知書
愛知県・大口町新型コロナウイルス感染症対策協力金につきましては、審査の結果、下記のとおり不交付と決定しましたので通知します。

記

1 不交付の理由